

実情に応じて、住民に対する制度の周知や民生委員等の関係機関との連携によって生活に困窮する者の情報が福祉事務所につながるような工夫が必要である」(平成 15 年 3 月 31 日社援保発第 0331004 号)

- ・ 生活保護の「申請の意思のある方への申請手続きの援助指導をお願いしたい」、「特に、申請行為の有無を争点とする審査請求等が見受けられることから、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎まれない」(平成 17 年 3 月 2 日生活保護関係全国係長会議資料)

## 6. 施術給付の取扱い

- ・ 「被保護者に対して事前の医療機関への受診を求める誤った取扱いがなされていたことから、あらためて、管内の実施機関に対し、施術（柔道整復、あん摩・マッサージ及びはり・きゅう）の取扱いについて再確認していただくよう周知徹底をお願いいたします。また、生活保護受給者に対しても、保護開始時にその取扱いを説明するなどし、医療扶助の実施に遺憾なきを期されたい」(平成 13 年 12 月 13 日社援保第 58 号)
- ・ 「施術者等関係機関及び生活保護受給者に対する周知をお願いいたします」(平成 13 年 12 月 13 日事務連絡 社会・援護局保護課医療係長)
- ・ 「施術の給付を希望する者に対して一律に医療機関への受診を指導したケースや、正当な理由がなく施術の給付を認めなかったケースなどが見受けられ、関係団体からも『被保護者に対する受診妨害や、指定施術機関に対する営業妨害等になるのではないかと指摘を受けているところでもあります』、「施術の給付について適切な取扱いがなされるようご指導方をお願いいたします」(平成 15 年 4 月 28 日事務連絡 社会・援護局保護課医療係長)

生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会  
共同作業における議論のまとめ

## 1 離婚率等の社会的要因、有効求人倍率等の経済・雇用情勢の影響について

児童扶養手当の受給の動向には、離婚率・離別率、有効求人倍率・失業率、常用雇用率等、社会的要因や経済・雇用情勢が極めて大きな影響を及ぼしている。

## 2 地方自治体における就業・自立支援の取組状況等について

母子家庭の就業・自立支援については、平成15年度から事業が始まったところであり、積極的な取り組みにより就業実績をあげている自治体がある一方、事業化がなされていない自治体があるが、年々その実施団体数は増加している。

個別の事例を見れば、就業や収入増加を通じて児童扶養手当の受給額の減少に結びつける効果をあげている地方自治体もあり、就業・自立支援の取り組みを更に進めていくことが重要である。

なお、就業・自立支援の取り組みが進み、安定した就労が確保されていくことにより受給者の減少につながる効果が期待できるという見方もあるが、母子家庭の8割以上が就業している中、母子家庭を取り巻く雇用環境が厳しい現状においては、常用雇用への転換などにより受給者の減少につながる効果は限定的であるという見方もある。

## 1 離婚率等の社会的要因、有効求人倍率等の経済・雇用情勢の影響について

## (1) 受給の動向に影響をもたらす要因

○ 以下の社会経済的要因と高い相関がある。

## ① 離婚率等の社会的要因（都道府県）

受給世帯率と各種指標との相関(受給世帯率=児童扶養手当受給世帯/一般世帯)

- ・離婚率： $r=0.57$
- ・離別率： $r=0.85$
- ・母子世帯率： $r=0.98$

総務省・地方団体	厚生労働省
○ 受給資格者率及び受給率の計算に用いている受給資格者とは、現に児童扶養手当を受給している者のほかに、受給要件を満たさなかった者を含む一方で、潜在的な受給資格者を含まない計数であることから、これを用いた数値分析は意味がない。	【データ】受給資格者率又は受給率と各種指標との相関(受給資格者率=受給資格者数 <sup>*</sup> /推計人口、受給率=受給者数/受給資格者数) ※受給資格者数：受給者数+全部支給停止者数 ・離婚率： $r=0.78$ ・三世帯同居率： $r=-0.38$

## ② 有効求人倍率等の経済・雇用情勢（都道府県）

受給世帯率と各種指標との相関

- ・失業率： $r=0.78$
- ・常用雇用率： $r=0.55$

総務省・地方団体	厚生労働省
○ 受給資格者率及び受給率の計算に用いている受給資格者とは、現に児童扶養手当を受給している者のほかに、受給要件を満たさなかった者を含む一方で、潜在的な受給資格者を含まない計数であることから、これを用いた数値分析は意味がない。	【データ】受給率と各種指標との相関 ・有効求人倍率： $r=-0.64$

## ③ 児童扶養手当受給世帯率と社会・経済指標の相関（重回帰分析）

総務省・地方団体	厚生労働省
○ 経済・社会的要因を表す個人所得、失業率、女性離別率の3つの指標で、受給世帯率の地域較差の9割程度は説明できる。 ○ なお、t値及び多重共線性の検証から当該分析は有効。 ○ これらの3つの指標との関係は生活保護と同じであり、児童扶養手当は生活保護と同じ構造である。	○ データの指標の取り方や標準化した計数値から説明変数に問題があること、説明変数相互間に相関がある（多重共線性）ことなどの統計学的な問題があり、左記の分析は有効ではない。

<p>【データ】</p> <p>・個人所得 a、失業率 b、女性離別率 c</p> <p>: <math>R^2 = 0.89</math></p> <p>(係数と t 値 :</p> <p>a = -0.01 (-6.78)</p> <p>b = 1.98 (5.10)</p> <p>c = 1.99 (3.60)</p>
---

<p>(参考) 総務省・地方団体側相関基準</p> <p>0.0 ≤  r  ≤ 0.2 ほとんど相関がない</p> <p>0.2 &lt;  r  ≤ 0.4 弱い相関がある</p> <p>0.4 &lt;  r  ≤ 0.7 中程度の相関がある</p> <p>0.7 &lt;  r  ≤ 1.0 強い相関がある</p>
--

## 2. 地方自治体における就業・自立支援の取組状況等について

### (1) 就業・自立支援の取組状況

#### ○ 就業支援関係事業の実施状況

##### 〈母子家庭等就業・自立支援センター事業〉

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成16年度	47か所 (100.0%)	12か所 (92.3%)	21か所 (60.0%)	80か所 (84.2%)
平成17年度 (予定)	47か所 (100.0%)	12か所 (92.3%)	21か所 (60.0%)	80か所 (84.2%)

##### 〈自立支援教育訓練給付金事業〉

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所 (74.5%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	116か所 (17.6%)	158か所 (21.0%)
平成16年度	45か所 (95.7%)	7か所 (53.8%)	24か所 (68.6%)	251か所 (36.0%)	327か所 (41.2%)
平成17年度 (予定)	47か所 (100.0%)	13か所 (100.0%)	30か所 (85.7%)	346か所 (48.1%)	436か所 (53.6%)

##### 〈高等技能訓練促進費事業〉

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所 (61.7%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	91か所 (13.8%)	127か所 (16.9%)
平成16年度	37か所 (78.7%)	5か所 (38.5%)	24か所 (68.6%)	186か所 (26.6%)	252か所 (31.8%)
平成17年度 (予定)	40か所 (85.1%)	10か所 (76.9%)	28か所 (80.0%)	265か所 (36.9%)	343か所 (42.1%)

〈常用雇用転換奨励金事業〉

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	19か所 (40.4%)	1か所 (7.7%)	2か所 (5.7%)	56か所 (8.5%)	78か所 (10.4%)
平成16年度	29か所 (61.7%)	3か所 (23.1%)	11か所 (31.4%)	125か所 (17.9%)	168か所 (21.2%)
平成17年度 (予定)	31か所 (66.0%)	4か所 (30.8%)	12か所 (34.3%)	150か所 (20.9%)	197か所 (24.2%)

※上記4事業については、平成15年度から実施

○就業・自立支援の取組状況に関するその他の指標

総務省・地方団体	厚生労働省
○就業支援関係事業の実績を見ると、当該事業により就業できた受給者の割合は極めて小さい。	<p>【データ】</p> <p>○就業支援関係事業の実績（母子家庭等就業・自立支援センターの就業実績及び母子家庭自立支援給付金事業の就業実績の合計/受給者数） （都道府県別）</p> <p>0%～10%未満 38自治体（80.8%） 10%～20%未満 4自治体（8.5%） 20%～30%未満 2自治体（4.3%） 30%～40%未満 2自治体（4.3%） 40%以上 1自治体（2.1%）</p> <p>※事業実施期間が短期間（H16.4.1～H16.12.31）であることを考慮すれば、受給者数との対比で比較的上位の実績を挙げている自治体の取り組みは評価すべき。</p>

(2) 母子家庭の就業・自立支援のための取り組み事例

① 就業・自立支援策の事例

○大阪市

- ・ 就業支援を希望する児童扶養手当受給者に就業支援策の内容を説明するようルール化されており、母子自立支援員を対象とした研修会などで説明している。
- ・ ハローワークと母子家庭等就業・自立支援センターに直接的連絡があり、週に1回程度の頻度で、求人状況等の情報収集のためハローワークに足を運んでいる。

・ センター事業就業実績（H15年度）	282人（常勤94人、非常勤188人）
（注）「就業相談」、「就業支援講習会」、「就業情報提供」による就業実績の合計であり、重複計上もある。	
・ 給付金3事業実績（H15年度）	15人
（自立支援教育訓練給付金3人、高等技能訓練促進費12人）	

○富山市

- ・ 広報誌やリーフレット、様々な施策を盛り込んだ冊子に就業支援策のすべてを掲載し、就業支援策を積極的に周知している。
- ・ ハローワークと母子家庭等就業・自立支援センターに直接的連絡があり、週2回程度資料の郵送を行っている。また、地域別就労支援員を配置し、ハローワーク窓口へ足を運び情報収集に努めている。
- ・ 母子自立支援員と母子家庭等就業・自立支援センターの就労支援員が出席する合同会議を開催して、情報交換を行っている。

・ センター事業就業実績（H15年度）	44人（常勤37人、非常勤7人）
（注）「就業相談」、「就業支援講習会」、「就業情報提供」による就業実績の合計であり、重複計上もある。	
・ 給付金3事業実績（H15年度）	3人（いずれも高等技能訓練促進費）

② 就業・自立支援策と児童扶養手当の受給状況との関係

○富山市

- ・ 給付金3事業（平成15年10月開始）において給付済みの支援対象者（合計16人）【自立支援教育訓練給付金 8人、高等技能訓練促進費 7人、常用雇用転換奨励金 1人】について、

就業支援策により所得が増加し、手当が減額される者	平成17年8月から7名
児童扶養手当受給者に対する割合	0.30%
就業支援策により所得が増加し、手当の減額が見込まれる者	平成18年8月から9名
児童扶養手当受給者に対する割合	0.38%

○大阪市

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

	就業実績		計
	常勤	非常勤・パート	
合計（H15.4.1～H16.12.31）	115人	139人	254人
児童扶養手当受給者に対する割合	0.39%	0.47%	0.85%

- ・ 自立支援教育訓練給付金

給付金受給者（講座終了時期：H16.1～3）のうち、H17現況届提出者（5人）は全員就労しており、その平均収入（H16年所得）は約106万円（給与所得控除前）である。

しかしながら、全部停止になるまでの増収は図られていない。

	支給実績	支給実績と児童扶養手当受給者の割合
H16.1～3	6人	0.02%
H16.4～17.3	121人	0.42%
H17.4～9	61人	0.21%

・高等技能訓練促進費

受給者（H15年度）のうち、H17現況届提出者（10人）は全員看護師として就労しており、その平均収入（H16年所得）は約269万円（給与所得控除前）である。

しかしながら、全部停止になるまでの増収は図られていない。

	支給実績	支給実績と児童扶養手当受給者の割合
H15	12人	0.04%
H16	27人	0.09%
H17	42人	0.14%